



だい じ ほんなんししょう しゃきほんけいかくおよ
第4次阪南市障がい者基本計画及び

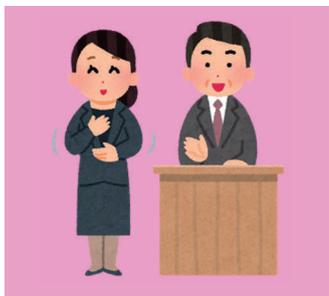
だい きほんなんししょう ふくしけいかく
第6期阪南市障がい福祉計画

だい きほんなんししょう じふくしけいかく
第2期阪南市障がい児福祉計画

ばん
わかりやすい版

けいかく たいせつ かんが かた
計画で大切にしている考え方

だれもが、
ち いき あんぜん あんしん く
**地域で安全・安心に暮らせる
まちづくり**



れいわ ねん がつ
令和3年3月

ほん なん し
阪 南 市

あたら けいかく 新しい計画について



あたら けいかく 新しい計画ができました。

- この何年かの間に、障がいのある人についての、いろいろな決まりが変わったり、新しい決まりができたりました。
- そこで、阪南市では、障がいのある人や障がいに関係する人の考えを聴きながら、令和3年度からの「第4次阪南市障がい者基本計画」および「第6期阪南市障がい福祉計画」「第2期阪南市障がい児福祉計画」をつくりました。
- この計画をつくるために、障がいのある人が、「今どのように暮らしているのか」「何に困っているのか」「何をしてほしいと思っているのか」をアンケートしました。
- この計画は、障がいのある人が、地域で自分らしく、地域の人たちといっしょに暮らせるように、福祉のサービスをどのように進め、どのくらい増やしていくかを決めたもので、国の法律で必ずつくるように決められています。



けいかく ちが 3つの計画の違い

- 「第4次阪南市障がい者基本計画」とは、障がいのある人が自分の力で活動することや、社会に参加するためのお手伝いなどについて、阪南市が取り組むことを計画するものです。令和3年度から令和8年度までの6年間の計画です。
- 「第6期阪南市障がい福祉計画」とは、障がい福祉サービス（障がいのある人の生活を支えるサービス）などをどのくらいの人が必要とするのかなどについて、見通しを立てるものです。令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。
- 「第2期阪南市障がい児福祉計画」とは、障がいのある子どものためのサービスなどをどのくらいの人が必要とするのかなどについて、見通しを立てるものです。令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。

けいかく かんが かた 計画の考え方



この計画で大切にしている考え方

だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり

- 障がいのある人が、人として大切にされ、必要な手助けを受けながら、自分の意思で生活し、社会に参加できるように、地域での支え合いと心の通い合う「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」に向けて進めていきます。
- 障がいのある人も障がいのない人も、市民のだれもが、一個人として大切にされ、地域の中でともに支え合うことで、お互いへの尊さや喜びをともに感じ、高め合う社会である「地域共生社会」をめざします。

はんなんし しょう ひと 阪南市の障がいのある人のことについて



しょう しょう しゃてちよう も ひと
障がい者手帳を持っている人

はんなんし す ひと れいわ ねん がつまつ にん
阪南市に住んでいる人は、令和2年9月末で53,282人となっています。

- ① 身体障がいのある人
しょう しょう しゃてちよう も ひと れいわ ねん がつまつ にん
身体障害者手帳を持っている人は、令和2年3月末で2,378人です。
- ② 知的障がいのある人
ちてきしょう ひと れいわ ねん がつまつ にん
療育手帳を持っている人は、令和2年3月末で538人です。
- ③ 精神障がいのある人
せいしんしょう ひと れいわ ねん がつまつ にん
精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、令和2年3月末で528人です。

だい じ はんなん し しょう しゃきほんけいかく 第4次阪南市障がい者基本計画



はんなん し しょう しゃきほんけいかく 阪南市障がい者基本計画とは？

- はんなん し ちいき あんぜん あんしん く
阪南市では、みんなが地域で安全・安心に暮らせるまちづくりをめざしています。
- けいかく しょう ひと あんしん く
この計画は、障がいのある人も、安心してあたりまえに暮らせるまちづくりのための計画です。
- けいかく しょう ひと しょう ひと ぶん はんなんしみん
この計画は、障がいのある人も障がいのない人も含めた、すべての阪南市民のための計画です。



はんなん し きょうりょく め ぎ 阪南市がみんなと協力しながら目指すこと

1. しょう ひと ちいき く しゃかい じつげん む 障がいのある人が地域でいっしょに暮らせる社会の実現に向けて、 てつだ お手伝いします。

- す みちか ちいき そうだん
みなさんが住みなれた身近な地域で相談できるようにします。
- ひとり きぼう おう う
一人ひとりの希望に応じてサービスを受けられるようにします。
- ちい おとな てだす う
みなさんが小さいときから大人になるまで手助けが受けられるようにします。

2. ほけん いりょう ふくし かんけい ひと しょう 保健・医療・福祉に関係する人たちが、いっしょになって、障がいの ひと てつだ ある人をお手伝いします。

- みちか ちいき びょういん かよ
みなさんが身近な地域で病院へ通うことができるようにします。
- せいしんてき びょうき にゅういん ひと たいいん みちか ちいき く
精神的な病気で入院している人が退院したときに身近な地域で暮らせるように
します。
- けんこうしんさ けんこうきょういく けんこうそうだん ちいき う
健康診査や健康教育、健康相談を地域で受けられるようにします。

3. 障がいのある人が参加できる教育、文化芸術活動・スポーツなどの環境をつくりま

- 障がいのあるなしにかかわらず、十分な教育をできるだけ、いっしょに受けられるようにします。
- みなさんがいろいろなスポーツやレクリエーション活動を楽しめるようにします。

4. 障がいのある人の働く場所や、働くことをお手伝いします。

- みなさんがいろいろな場所で働くことができるよう、お手伝いします。

5. 障がいのある人のことを考えたまちづくりを進めます。

- 障がいがあっても、できるだけ住みなれた身近な地域で暮らせるよう、住む場所や出かける場所を使いやすくします。

6. 障がいのある人が、いろいろな情報を得やすくします。 また、わかりやすく伝えるようにします。

- みなさんが情報を得やすくなる仕組みをつくりま
- 障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに手助けします。

7. 障がいのある人が地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

- 火事や地震などが起きたときに、地域の人が助けてくれるような仕組みをつくりま
- 住みなれた地域で安心して暮らせるよう、犯罪やトラブルなどに巻きこまれないよ
- ウイルスなどに感染しないよう、正しい知識を広めます。

8. 障^{しょう}が^いのある^{ひと}人^{ひと}へ^{さべつ}の^{けんり}差別^{まも}をなくし、^{けんり}権利^{まも}を守^{まも}ります。

- 障^{しょう}が^いのある^{ひと}人もない^{ひと}人も、みんなが^{たが}お互い^{たいせつ}のことを大切^{しゃかい}にする社会^{しゃかい}をめざします。
- 障^{しょう}が^いを理由^{りゆう}とした差別^{さべつ}やいじめ、^{ぎゃくたい}虐待^{ぎゃくたい}などをなくしていきます。

9. 障^{しょう}が^いのある^{ひと}人^{ひと}へ^し市^{まどぐち}の^{せんきょ}窓口^{せんきょ}や選挙^{せんきょ}などについて^{はいりょ}配慮^{はいりょ}をおこ^{おこ}ないます。

- 市役所^{しやくしょ}で働^{はたら}く人^{ひと}は、障^{しょう}が^いのことについて^{べんきょう}勉強^{べんきょう}して理解^{りかい}するようにします。
- 障^{しょう}が^いがあっても^{せんきょ}選挙^{せんきょ}に^{さんか}参加^{さんか}できるようにします。



第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画



障がい福祉計画とは？

- この計画は、障がいのある人が福祉サービスをつかうため、いろいろな障害福祉サービスをどれだけ用意したらいいのか、見通しを立てて、計画を決めています。



この計画で大切にしている考え方

1. 障がいのある人が自分で決めることを大切に考え、自分で決められるようにお手伝いをします。

- ・自分で決めることが難しい人の権利が守られ、暮らし方を自分で選んで決めることを大切に、地域で安心して暮らすために必要なお手伝いをします。

2. 住んでいるところで、どんな障がいのある人でも、いろいろなサービスを受けることができるようにします。

- ・家や施設で安心して暮らせるように、障害福祉サービスを受けられるように、お手伝いをします。

3. 福祉施設から出て、グループホームやお家で暮らしたり、働いたり、地域で暮らすことを、地域の人みんなでお手伝いするシステムをつくります。

- ・障がいのある人が福祉施設や精神科病院から出て、阪南市で自立して暮らし続けられるように、住むところや仕事を探すお手伝いをします。
- ・家族が病気など急な時に少しの間利用できる施設、グループホームの体験ができる場所を用意します。

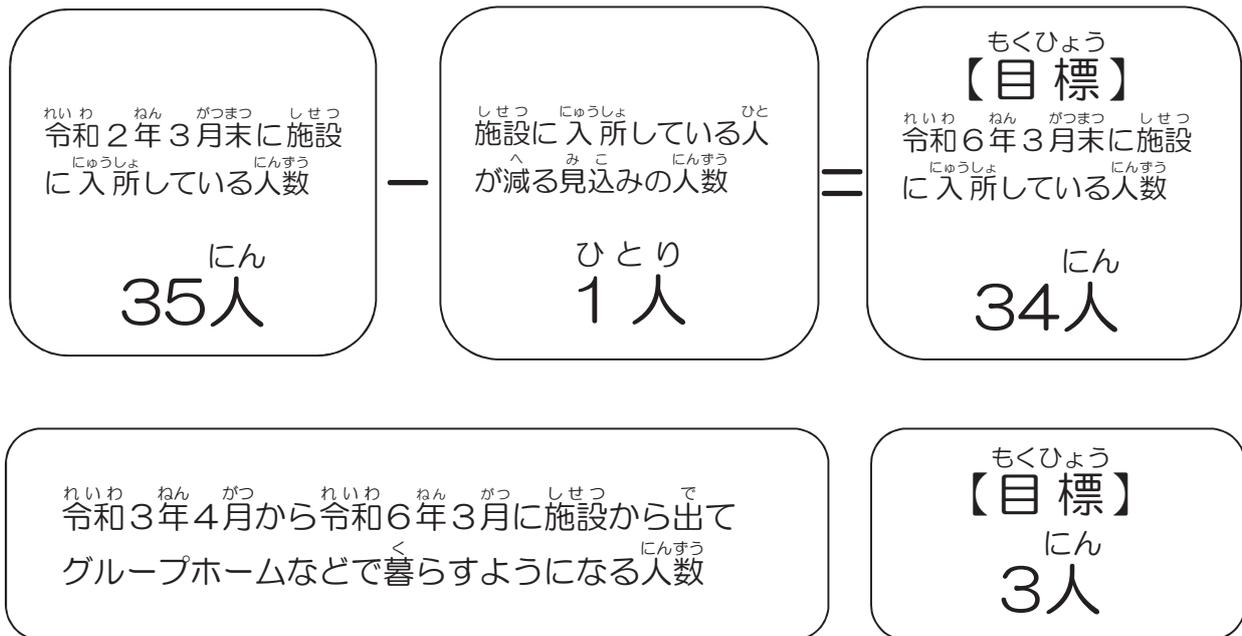
4. 障 がいのある人への差別をなくすために、みんなに知ってもらうための働きかけをします。

- 障 がいのある人が、その障 がい理由にいじめられたり、嫌な思いをする差別を受けることなく、普通に生活する権利を守るための取り組みなどを進めます。
- 「障 害者差別解消法」の意味をもっと広めていきます。

第6期阪南市 障 がい福祉計画の目 標

①福祉施設から出て、グループホームやお家で暮らせるようにします。

施設から出て、まちの中にあるグループホームやお家で暮らすことを希望する人をお手伝いします。



②精神障 がいのある人も、地域全体で支えます。(地域包括ケアシステム)

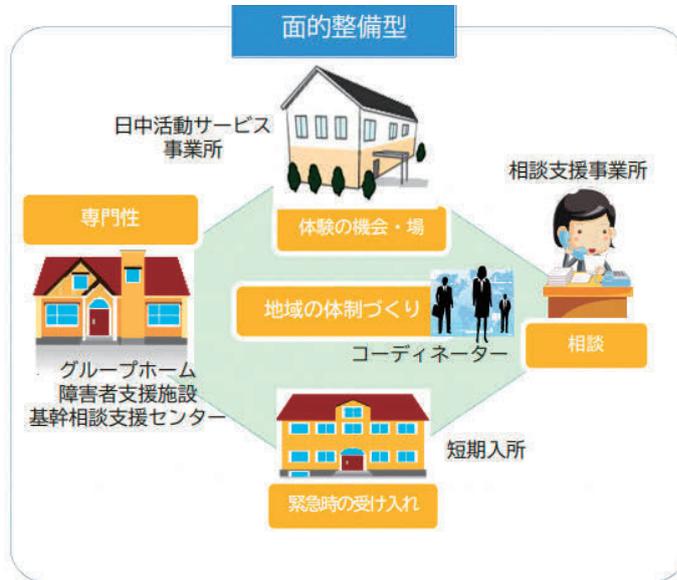
精神障 がいのある人も、地域で暮らせるように、保健所・病院・福祉施設と市役所などで働 いている人たちが、集まって話し合いをおこないます。



③ 障がいのある人の地域での生活をささえる環境をつくります。

障がいのある人が地域で暮らすことをお手伝いする体制づくりの質を高め、いつまでもグループホームやお家で暮らせるようにしていきます。

【地域生活支援拠点のイメージ】



④ 作業所などで働いている障がいのある人が、会社で働けるようにします。

- 障がいのある人が働くことについて、まちの人や会社の人にわかってもらえるようにします。
- 障がいのある人が会社で働くことができるよう、お手伝いします。
- 障がいのある人が働いていない会社に、障がいのある人のことをわかってもらえるようにします。
- 会社で長く働きつづけるために、職場の環境になれるよう、お手伝いします。

令和元年度

【目標】令和5年度

福祉施設から
一般の会社に就職した人数

11人



16人

就労移行支援事業から
一般の会社に就職した人数

6人



9人

就労継続支援A型から
一般の会社に就職した人数

2人



3人

就労継続支援B型から
一般の会社に就職した人数

3人



4人

⑤就労継続支援（B型）の事業所で、働くことでもらえるお金（工賃）を増やしていきます。



⑥相談支援体制の充実・強化のための取り組みをします。【新しい取り組み】

- 基幹相談支援センターを、令和3年度に市役所の市民福祉課内につくります。
- 地域で暮らすために、いつでも気軽に相談できるよう、相談しやすい窓口をつくります。
- 一人ひとりにあった支援を組み合わせ、その人らしい生活を支援します。
- 障がいのある人を地域で見守ることができる仕組みをつくっていきます。
- 障がい者相談支援事業所などと協力して、困りごとを解決できるようにします。

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みをします。

【新しい取り組み】

- 大阪府が開く勉強会に参加し、障がい者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員が、障がい福祉サービス等の質を向上できるように取り組みます。



第2期阪南市障がい児福祉計画の目標

①児童発達支援センターをつづけていきます。

- 児童発達支援センター（障がいのある子どもや、お手伝いが必要な子どもが、成長に必要な活動をする場所）を中心にして、障がいのある子どもが学校に通う前の通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業などを行っています。これからも各事業に、しっかり取り組んでいきます。
- 現在は1か所で目標値を達成していますので、このままつづけていきます。

②保育所等訪問支援を利用できる仕組みをつくりま。

- 保育所などの訪問支援を利用できるように仕組みをつくりま。
- 現在は2か所で目標値を達成していますので、このままつづけていきます。

③重症心身障がい児をお手伝いする事業所をつづけていきます。

- 児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所（重い障がいのある子どもの体や心の成長を助けたり、学校が終わったあとに受け入れる場所）をつくりま。
- 現在は1か所で目標値を達成していますので、このままつづけていきます。

④保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が協力するための話し合いの場をつくりま。

- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の話し合いの場に、医療的ケア児のお手伝いをする医療的コーディネーターを、福祉関係1名、医療関係1名、参加するようにします。



けいかく すす かた 計画の進め方

1. けいかく すす かた 計画の進め方

- この計画をきちんと進めていくために、計画をつくった後は、毎年、取り組みがきちんと進んでいるか、市や障がいのある人や障がいに関係する人たちで、確認をしています。
- 必要があれば、計画を見直します。

2. くに ふ きんりんじ ちたい つよ 国・府・近隣自治体との強いつながり

- 国・大阪府と協力して、新しい情報を早くお知らせして、取り組んでいきます。
- 近くの市町村とのつながりを強め、よりよいお手伝いができるようにします。

3. しみん どうじしゃ しょう ふくし じぎょうしょ つよ 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との強いつながり

- 市の手が届きにくい部分を補うためには、障がいのある人一人ひとりの気持ちや、家族、当事者団体、障がい福祉サービス事業所など、市民のみなさんとともに進める必要があります。
- これからも、障がいのある人を含む市民のみなさんとともに、支え合っていくために、活動のお手伝いをしていきます。

はっこう はんなんし
発行：阪南市

へんしゅう はんなんし ふくし ぶし みん ふくし か はんなんし みらいぶ かていか
編集：阪南市福祉部市民福祉課・阪南市子ども未来部子ども家庭課

ゆうびんばんごう はんなんし おさきちやう
〒 599-0292 阪南市尾崎町 3 5 - 1

(TEL) 072-471-5678 (代表)

(FAX) 072-473-3504